

## 身近なリサイクル

### 食品リサイクル

食品循環の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）は、2000年に制定されました。食品の売れ残りや食べ残し、製造過程で出るくずの発生抑制により、埋め立て処分量を減らすとともに、肥料や飼料などに再生利用することを目的としています。

消費者は、買い物で買すぎないこと、調理で作りすぎないこと、消費期限・賞味期限を正しく理解することなどが求められています。

#### 私たち消費者にできることは？

食べ物の「作りすぎ」「買すぎ」「頼みすぎ」に注意して無駄な廃棄を減らしましょう。また、過度の鮮度志向は生産・流通段階での廃棄を増やす原因になりますので注意しましょう。

##### 作りすぎない



料理のときは、食べきれただけ作る、献立を工夫するなどして廃棄を減らしましょう。また、生ごみは水切りして捨てると重さが1/5は軽くなります。

##### 買すぎない



買い物のときは、無駄にしないために必要なだけ買しましょう。また、リサイクルを促進するためにリサイクルされた飼料や肥料を利用した農畜産物を購入しましょう。

##### 頼みすぎない



外食のときは食べ残さないように注文しましょう。また、リサイクルしやすいように食べ残したものに楊子や割り箸を入れないようにしましょう。

(出典) 農林水産省パンフレット

※食品リサイクルについてもっと詳しく知りたい人は、以下から情報収集できます。

[http://www.env.go.jp/recycle/food/05\\_conf.html](http://www.env.go.jp/recycle/food/05_conf.html)

### 家電リサイクル

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）は、1998年に制定施行されました。消費者には、一般家庭で不要になった家電製品を排出する際に、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことが義務付けられました。また家電製品をできるだけ長期間使用することなどが消費者の役割として掲げられており、具体的には、正しい使用方法の遵守や修理の励行、 unnecessary 買替えの抑制などを行うことが求められます。

対象となる家電製品は、1) 家庭用エアコン、2) テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、3) 電気冷蔵庫・電気冷凍庫、4) 電気洗濯機・衣類乾燥機です。

## 家電リサイクル法で対象としている製品



テレビ



エアコン



洗濯機・衣類乾燥機



冷蔵庫・冷凍庫

有用な資源のほか、オゾン層の破壊や地球温暖化を引き起こすフロンガスや有害な鉛、水銀などを含んでいるため、法律に基づく適切なリサイクルが必要です。

※家電リサイクルについてもっと詳しく知りたい人は、以下から情報収集できます。  
<http://www.env.go.jp/recycle/kaden/faq.html>

## 小型家電リサイクル

2013年4月1日に、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行されました。この法律に基づき、一般家庭から排出される小型の電化製品（小型家電）を市町村が回収し、小型家電の中に含まれる貴金属やベースメタル（鉄、銅など）などをリサイクルすることが求められています。

本制度では、家電4品目を除き、一般家庭で使われる電気・電池で動く製品が広く対象になっていますが、このうちリサイクルの対象とする品目は市町村ごとで異なります。故障したり不要となった小型家電を排出する際には、お住まいの市町村の回収方法を確認し、適正な排出・リサイクルを心がけましょう。

## 小型家電リサイクル法で回収対象としている製品



デジタルカメラ



携帯電話



ゲーム機



パソコン



デジタル  
オーディオ  
プレーヤー



電話機



DVD プレイヤー



電卓

この他にも、幅広い製品が小型家電に含まれます。市町村によって回収する品目が異なりますので、詳しくはお住まいの市町村にお尋ね下さい。

※小型家電リサイクルについてもっと詳しく知りたい人は、以下から情報収集できます。  
<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/consumer.html>